

# 「障害者自立支援給付支払等システムについて」

---

和歌山県国民健康保険団体連合会

令和8年2月

# 目次

---

1 全体スケジュール（例：令和8年4月サービス提供分）	1
2 請求受付	
(1) システムにログインできない	2
(2) パスワードを忘れてしまった	3
(3) IDがロックされた	4
(4) 請求情報を取り下げしたい	5
(5) 簡易入力ソフト等の操作方法が分からない	6
3 通知文書取得	
(1) 過去に取得した通知文書が消去されている	7
(2) 問合せの多い返戻理由	8
4 代理人による請求	
(1) 代理請求は、どのような場合に利用するのか	16
(2) 代理人によるインターネット請求を開始したい	18
5 令和7年11月審査以降「返戻」となるエラーコード一覧	20

# 1 全体スケジュール

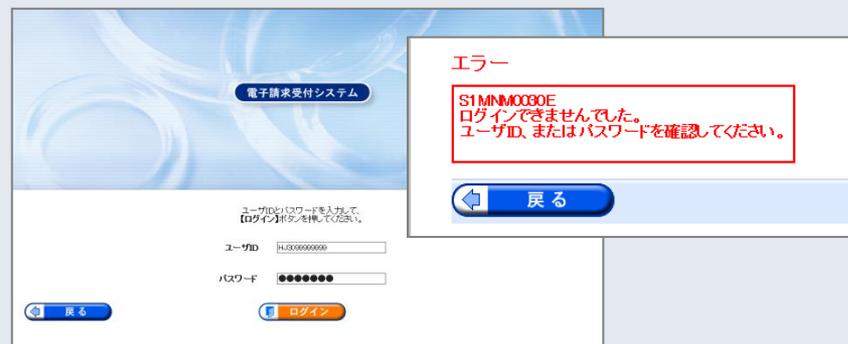
【例：令和8年4月サービス提供分】

令和8年5月		6月	
1～10日	11～31日	1日	15日
請求受付	審査	通知文書取得	支払処理
<p>毎月、1～10日に請求情報の送信を行うことができます。</p> <p>※受付期間中は24時間請求することができます。ただし、締切日10日は、<b>23時59分まで</b>となります。</p> <p>※受付期間中であれば、請求の取り下げを行うことができます。</p>	<p>請求情報について、国保連合会での一次審査後、県・市町村にて二次審査を行います。</p>	<p>電子請求受付システムに接続して通知文書を取得することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 支払決定額通知書</li><li>• 支払決定額内訳書</li><li>• 返戻等一覧表</li><li>• 支払決定増減表</li><li>• 福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ</li></ul>	<p>障害福祉サービス費等の振込日となります。</p> <p>※毎月15日となりますが15日が土日の場合は、前営業日となります。</p> <p>※振込時間は、金融機関によって異なります。</p>

# 2 請求受付

## (1) システムにログインできない

**Q 1** 障害者総合支援電子請求受付システムにログインできない。(新規事業所)



**A 1** 連合会から送付した「電子請求登録結果に関するお知らせ」に記載されているユーザIDと(仮)パスワード(パスワードを変更した後は、変更後のパスワード)が正しく入力されているか確認してください。

また、ログイン時に使用するパスワードにはセキュリティ上、180日の有効期限が設定されており、期限が切れた際には、パスワードの変更が必ず必要になります。

# 2 請求受付

## (2) パスワードを忘れてしまった

**Q2** 変更したパスワードを忘れてしまったが  
どうすればよいか。



**A2** まずは、変更したパスワードを正しく入力しているか、確認してください。間違いやすい操作としては、以下が挙げられます。

1. 大文字/小文字 の区別
2. 全角/半角 の区別
3. スペースが入力されている

(コピーして貼り付けを行った場合、可能性があります)

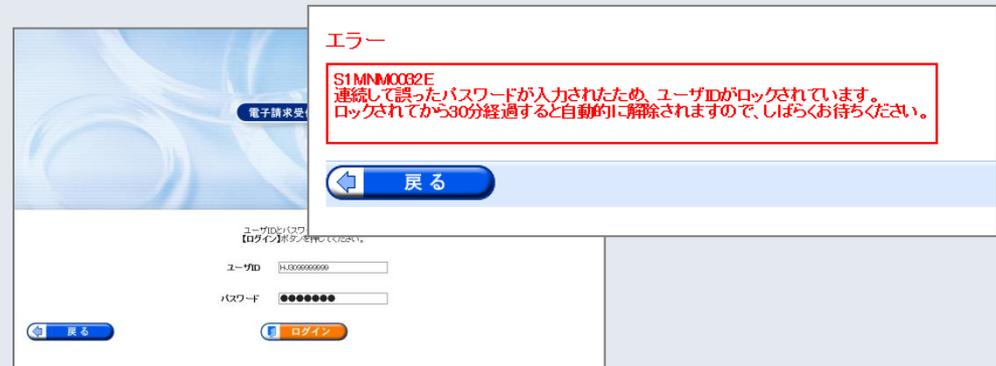
それでもログインできない場合は、国保連合会へお問い合わせください。

⇒ ☎ 073-427-4670

# 2 請求受付

## (3) IDがロックされた

**Q3** IDがロックされました。  
どうすれば解除できるの  
でしょうか。



**A3** 約30分程でロックが解除されますので、しばらくお待ち  
ください。

パスワードは大文字と小文字を区別しますので、正確に入力  
してください。

# 2 請求受付

## (4) 請求情報を取り下げしたい

**Q4** 送信した請求情報に不備があったので、請求情報を取り下げたい。

**A4** 請求受付期間内（1～10日まで）であれば、電子請求受付システムから請求情報の取り下げ依頼を行うことができます。



① 《メインメニュー》より「照会一覧ボタン」をクリックします。

② 【照会一覧】画面が表示されるので、取り下げを行いたい請求情報の「詳細ボタン」をクリックします。

③ 【請求情報詳細】画面が表示されるので、内容を確認し、「取り下げボタン」をクリックします。その後、次の画面で「送信ボタン」をクリックします。

# 2 請求受付

## (5) 簡易入力ソフト等の操作方法が分からない

**Q5** 国保中央会提供の簡易入力ソフト・電子請求受付システムの操作方法が分からない。

**A5** お手数ですが、障害者総合支援電子請求ヘルプデスクへお問い合わせください。

**【☎ 0570-059-403      FAX 0570-059-433】**

### ■ 受付時間

請求期間(毎月1～10日)

平日 10:00～19:00 / 土曜日 10:00～17:00

※請求期間中に受付を行う詳細な日時については、「お知らせ」をご参照ください。

請求期間以外(毎月11日～月末)

平日 10:00～17:00

※土・日・祝日の受付は行いません。

### ■ 混雑状況

ヘルプデスクの混雑状況の目安は以下の通りです。

請求期間後半は、特に電話でのお問い合わせが集中し、大変混みあいます。

また、つながりやすい時間帯であっても状況によっては混みあう場合がございますので、あらかじめご了承ください。



# 3 通知文書取得

## (1) 過去に取得した通知文書が消去されている

**Q1** 過去に取得した通知文書（処遇改善加算等総額のお知らせ等）が電子請求受付システムから消去されている。

**A1** 通知文書の保管期間は、すべての通知文書を取得し、状況が[完了]となってから3カ月となります。

事業所番号	事業所名	処理対象年月	請求	通知	状況	詳細
1311111111	請求事業所A	2009/01	○	-	到達済	詳細
1311111111	請求事業所A	2008/12	○	○	完了	詳細
1311111111	請求事業所A	2008/11	○	-		詳細
1311111111	請求事業所A	2008/10	○	-	エラー	詳細

【完了】 請求の翌月に国保連合会より通知される通知文書をすべて取得した状態

【到達済】 請求情報が国保連合会に正常に到達し、通知文書をすべて取得する前の状態

毎月、通知文書をダウンロードし、所定フォルダ等に保存することをお勧めいたします。

# 3 通知文書取得

## (2) 問合せの多い返戻理由①

エラーコードED01、ED02：該当の請求情報は既に支払確定済です。

例)介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(点検で正常)の場合

介護給付費・訓練等給付費等明細書(確認リスト)  
(居宅介護、行動支援、施設訪問介護、施設障害者等包括ケア、児童デイサービス、短期入所、施設介護、施設入所介護、施設訪問介護、訪問介護支援、自立訓練、就労移行支援、職業訓練等)

市町村番号 991111 平成 22 年 4 月分

受給者証番号 9900000001

事業所番号 9910011111

事業所名称 [A]事業所

事業所名称(その事業所の名称) 事業所名称

地域区分 特別区

就労継続支援A型事業所名 無

就労継続支援B型事業所名 無

利用者負担上限額 平成 22 年 4 月 0 円

利用者負担上限額 事業所番号 9910011111

管理事業所 事業所名称 [A]事業所

管理事業所 事業所名称 [A]事業所

管理標準 1 管理標準額 24,600

サービス種別

サービス内容

サービス種別	サービス内容	単位数	単価	サービス標準額	標準額
生活介護	1.0	2.0	1,290	2,580	2,580
生介事業運営安定化	2.0	1,000	2,000	2,000	2,000
生介移行障害安定化	2.0	1,000	2,000	2,000	2,000
施設入所	1.0	3.0	4,000	12,000	12,000
施設移行障害安定化	3.0	1,000	3,000	3,000	3,000

介護給付費等明細書(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号
2010.02	991111	9910011111	9900000001
2010.03	991111	9910011111	9900000001

## 【エラー原因】

過去に同一の請求情報が送信されています。

## 【対処方法】

過去に同一の請求情報を送信していないか確認してください。

すでに処理された請求情報について修正を行う場合は、市町村へ過誤申立を行ってから、請求情報を送信してください。

※市町村と過誤・再請求する月を調整してください。



# 3 通知文書取得

## (2) 問合せの多い返戻理由③

エラーコードEG02：資格：受給者台帳にサービス提供年月日で有効な受給者の認定情報が登録されていません。

例)介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(点検で正常)の場合

介護給付費・訓練等給付費等明細書(確認リスト)  
(認定介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、居宅サービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、旧法施設支援、旧法訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号 991111 年度 2 2 年 4 月 30 日  
 認定者証番号 990000001  
 施設番号 991001111  
 事業所名 A事業所  
 利用者負担上限額 ① 24,600 ② 就労継続支援A型実施対象者 無 し  
 指定事業所番号 991001111  
 管理事業所 事業所名称 人事室所 管理結果 1 管理結果額 24,600

サービス内訳	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	課税
生活介護 1 名	222111	1.290	2.0	25,980	
介護事業運営安定化	229690	1.00	2.0	2,000	
介護移行運営安定化	229691	1.00	2.0	2,000	
施設入所 1 名	322111	4.00	3.0	12,000	
施設移行運営安定化	329691	1.00	3.0	3,000	

サービス提供コード 2 2 生活介護 2 2 生活介護 3 2 施設入所支援 3 2 施設入所支援 合計  
 単位数 10.730 日 4 3 0 日 1 2 0 日 3  
 単位数 10,730 日 4 3 0 日 1 2 0 日 3  
 単位数 9 日 1 0

受給者台帳(基本)

市町村番号	受給者証番号	訂正年月日	訂正区分	異動年月日	異動区分	記記載市町村番号	...
991111	990000001	-	-	2007.04.01	1:新規	991111	...
992222	990000002	-	-	2007.04.01	1:新規	992222	...

## 【エラー原因】

存在しない受給者番号です。または請求明細書のサービス提供年月が障害程度区分認定有効期間外です。

## 【対処方法】

受給者番号が正しいか確認してください。またはサービス提供年月が受給者証の有効期間内か確認してください。

# 3 通知文書取得

## (2) 問合せの多い返戻理由④

エラーコードEH11・EH12・EH16・EH17：資格：請求明細書の明細情報・契約情報「決定サービスコード」に該当する受給者台帳・障害児支援受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません。

例)介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(一次審査で正常)の場合

介護給付費・訓練等給付費等明細書(確認リスト)  
(居宅介護、重度加算介護、同行支援、行動支援、重症障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助)

市町村番号 991111 4 4 10 1 月分

支給者証番号 990000001 指定事業所番号 991001111  
 支給決定に係る障害児氏名 受給 太郎 事業所及びその事業所の名称 大事業所  
地域区分 一里地  
 認定継続支援人員等委員会承認済否(要支援) 無し

勤用者負担上乗額 (1) 9.300 就労継続支援A型認定対象者 無し

利用費負担上乗額 指定事業所番号 管理結果 管理結果  
 管理事業所 事業所名称

サービス種別	開始年月日	終了年月日	前前日	前日	当日	後日	後後日
22	令和 4 年 4 月 1 日		年	月	日	年	月

サービス内容

サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	備考
介護介護上乗	222201	476	20	9.320
集約型介護加算1	226715	419	1	419
集約型介護加算2	226772	130	1	130

**受給者台帳(支給決定)**

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	異動年月日	異動区分
991111	990000001	221000	2020.04.01	1:新規

**訂正年月日**

訂正年月日	訂正区分	証記載市町村番号	決定支給期間(開始年月日)	決定支給期間(終了年月日)	...
-	-	991111	2020.04.01	2023.03.31	...

**介護給付費等明細書情報(契約情報)**

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	決定サービスコード	...
2022.04	991111	991001111	990000001	221000	...

## 【エラー原因】

サービス提供年月が決定支給期間(終了年月日)の年月より後である。

## 【対処方法】

正しい支給決定コード、支給決定期間を確認してください。

※ご不明の場合、市町村へお問い合わせください。

# 3 通知文書取得

## (2) 問合せの多い返戻理由⑤

エラーコードEH09・EH14：資格：請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する受給者台帳・障害児支援受給者台帳の支給決定情報が存在していません。

例)介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(一次審査で正常)の場合

介護給付費・訓練等給付費等明細書(確認リスト)  
(居宅介護、重度訪問介護、同行支援、行動支援、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助)

市町村番号 991111 期別 4 年 10 月分

受給者証番号 990000001 事業所番号 991001111  
 支給決定障害者氏名 受給 太郎 事業所名(サービス提供事業者の名称) 事業所  
 支給決定に係る障害者氏名 地域区分 一級地  
指定継続支援A型事業所(特別支援学校)

利用開始日(要介護) 2020.04.01 利用終了日(要介護) 2023.03.31

サービス種類 要介護区分 異動年月日 異動区分  
 22 令和4年4月1日 2023年3月31日 1:新規

サービス内容 サービスコード 単位数 回数 サービス単位数 減額  
 生活介護(2) 22201 478 20 9,320  
 生活介護(3) 223715 419 1 419  
 生活介護(4) 223722 130 1 130

**受給者台帳(支給決定)**

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	異動年月日	異動区分
991111	990000001	221000	2020.04.01	1:新規

訂正年月日 訂正区分 証記載市町村番号 決定支給期間(開始年月日) 決定支給期間(終了年月日) ...  
 - - 991111 2020.04.01 2023.03.31 ...

**介護給付費等明細書情報(日数情報)**

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	...
2022.10	991111	991001111	990000001	22	...

## 【エラー原因】

決定サービスコードが受給者台帳・障害児支援受給者台帳(支給決定)に存在しない。

## 【対処方法】

正しい支給決定コード、支給決定期間を確認してください。

※ご不明の場合、市町村へお問い合わせください。



# 3 通知文書取得

## (2) 問合せの多い返戻理由⑦

エラーコードEN24：資格：請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が障害児支援受給者台帳「多子軽減対象区分」に応じた値と一致していません。

例) 障害児通所給付費・入所給付費等明細書(点検で正常)の場合

障害児通所給付費・入所給付費等明細書(確認リスト)

申請年度番号	991111	平成	20	年	10	月分
助成自治体番号						
受給者証番号	9900000001	指定事業所番号	9950000001			
給付決定保護者名	受給 太郎	事業者及びその事業所の名称	A事業所			
給付決定に係る障害児氏名	受給 花子	地域区分	一般地			
利用者負担上限月額①	37,200					

障害児支援受給者台帳(基本)

証記載 都道府県番号	受給者証番号	給付費等の額の特例情報					多子軽減 対象区分	...
		都道府県等が 定める額の 適用有無	都道府県等が 定める額	都道府県等が 定める額の 有効期間 (開始年月日)	都道府県等が 定める額の 有効期間 (終了年月日)	...		
991111	9900000001	2:有り	30,000	2014.04.01	2015.03.31	1:第2子軽減 対象児童	...	

1 割相当額と多子軽減後の額と都道府県等が定める額のうち最も小さい額：14,309 (円)

項目	金額	合計
給付単位数	25,737	25,737
単位数単価	11,200	
総費用額	288,084	
1割相当額	28,808	
利用者負担額②	14,309	
給付費決定額	14,309	14,309
給付費	271,896	271,896

## 【エラー原因】

利用者負担額②の値が、多子軽減後の額と異なる。

## 【対処方法】

利用者負担額②の値が、

①第2子軽減対象児童の場合は、総費用額×5/100 (小数点以下切捨)

②第3子以降軽減対象児童の場合は、0円となっているか確認してください。

# 3 通知文書取得

## (2) 問合せの多い返戻理由⑧

**Q2** エラーコード P P 1 9 について教えてください。

**A2** 「P P 1 9 支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません」については、請求明細書が何らかのエラーにより返戻となった場合、サービス実績記録票も返戻とするため、このエラーコードを使用します。正しく訂正した請求明細書とサービス実績記録票を再度提出して下さい。

---

**Q3** アルファベットの「S」から始まるエラーコードについて教えてください。（例：S A 1 1）

**A3** 市町村にて設定されたコードになります。内容については該当の市町村にお問い合わせください。

# 4 代理人による請求

## (1) 代理請求とはどのような場合に利用するのか

**Q1** 代理請求は、どのような場合に利用するものですか。

**A1** 代理請求とは、障害者総合支援、または介護保険における介護給付費等の請求事務を代理人が事業者に代わって行うことです。代理請求の主なパターンは以下の通りです。

No.	主なパターン
1	事業所から請求事務を委任された代理請求事業者等が請求を行う場合
2	複数の事業所や支店を運営する法人等で、本店等が複数の事業所分の請求をまとめて行う場合
3	複数の事業所番号が指定されている事業所等で、複数の事業所番号分の請求をまとめて行う場合
4	介護保険事業所と障害者総合支援事業所を運営している法人等で、双方の請求をまとめて行う場合

# 4 代理人による請求

## (1) 代理請求とはどのような場合に利用するのか

**Q2** 障害者総合支援とは別に介護保険でもインターネット請求を開始したいのですが、新たに電子証明書の発行が必要なのでしょうか。

**A 2** 介護保険証明書を別に取得するパターンと、代理人として介護・障害共通証明書を取得するパターンとがあります。

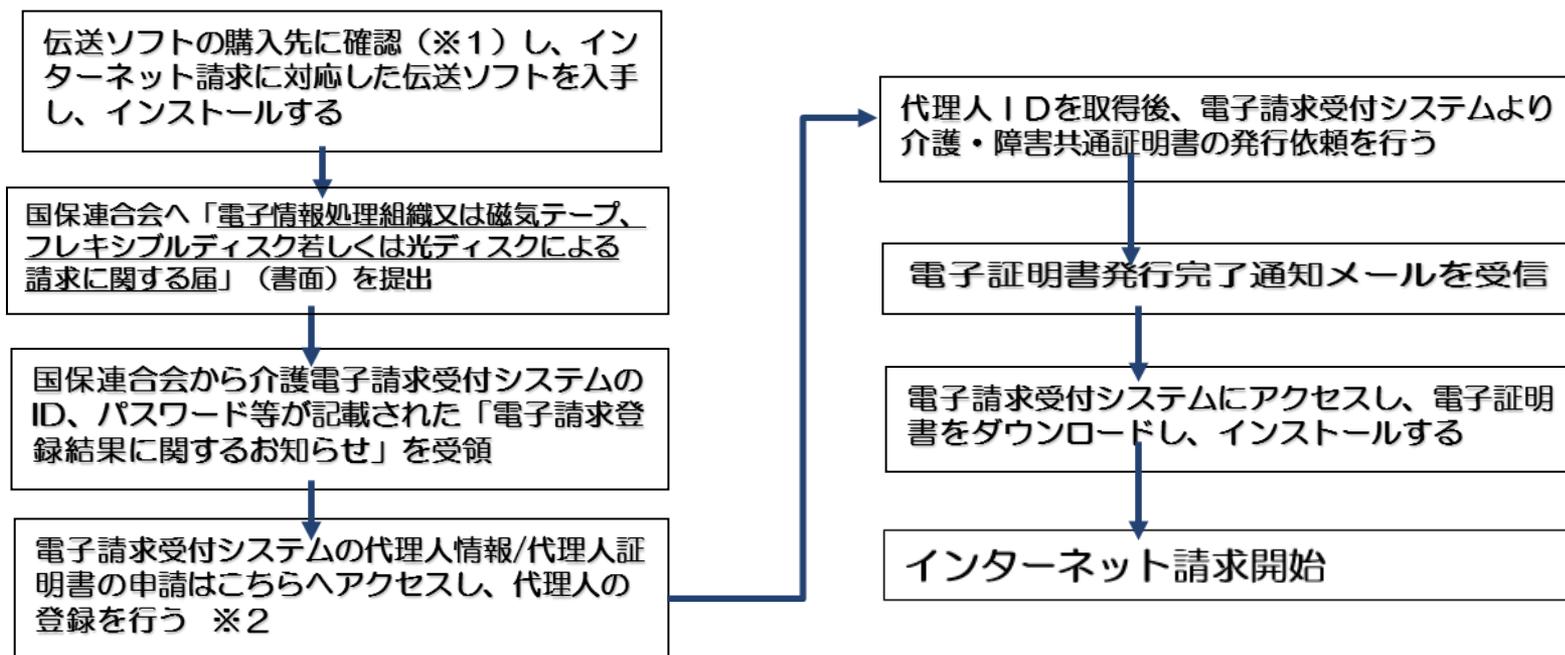
No.	証明書利用区分	有効期間	発行手数料	説明
1	障害者総合支援証明書	3年	7,800円	障害者総合支援事業所、または代理人が、障害者総合支援の請求に使用する証明書
2	介護保険証明書	3年	13,200円	介護保険事業所、または代理人が、介護保険の請求に使用する証明書
3	介護・障害共通証明書	3年	13,900円	代理人が、障害者総合支援及び介護保険の請求に使用する証明書

※介護・障害共通証明書を取得する場合は、代理人電子請求受付システム操作マニュアルを参照ください。

# 4 代理人による請求

## (2) 代理人によるインターネット請求を開始したい

介護保険インターネット請求を開始するために以下の手順をご確認ください！



※1 介護伝送ソフトを国保中央会から直接ご購入頂いている事業所は、国保中央会の介護電子請求ヘルプデスク(次項)までご連絡ください。

※2 既に代理人として登録している場合は、電子請求受付システムより委任事業所の追加を行い、次の手順に進んでください。

# 4 代理人による請求

## (2) 代理人によるインターネット請求を開始したい

### ■ 介護電子請求ヘルプデスクにご相談ください

代理人でのインターネット請求開始の手続きなどについては、介護電子請求ヘルプデスクまでお問い合わせください。

### 介護電子請求ヘルプデスク

【連絡先】 ☎0570-059-402 FAX 0570-059-422  
[mail-kaigo@support-e-seikyuu.jp](mailto:mail-kaigo@support-e-seikyuu.jp)

【電子請求受付システムのアドレス】 <http://www.e-seikyuu.jp/>

上記アドレスより、インターネット請求を開始するまでの準備作業を記載した資料を入手できます。

#### ■手順

- (1) 上記アドレス（電子請求受付システム総合窓口）画面にて「代理人情報/代理人証明書の申請はこちら」をクリックします。
- (2) ログイン前の「お知らせ一覧」画面が表示されますので、移行手順書の取得に関するお知らせを確認し、移行手順書を入手してください。

# 5 令和7年11月審査以降「返戻」となるエラーコード一覧

## (1) 判定レベルの見直しについて

○令和7年11月審査分より審査機能強化のため、次頁以降のチェックの結果について、誤りがある請求は返戻となります。

## (2) 請求明細書及び計画相談支援給付費請求書等に対するチェック

○加算の算定回数の合計が、当該加算の算定に必要な加算の算定回数を超えていないこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
1	EQ90	受付: 重度障害者支援加算Ⅰ(起算して180日以内)の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅰの「回数」の合計を超えています
2	EQ91	受付: 重度障害者支援加算Ⅰ(180日以内・18点以上)の回数の合計が重度障害者支援加算Ⅰ(180日以内)の回数の合計を超えています
3	EQ92	受付: 重度障害者支援加算Ⅰ(行動関連項目18点以上への支援)の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅰの「回数」の合計を超えています
4	EQ93	受付: 重度障害者支援加算Ⅱ(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅱの「回数」の合計を超えています
5	EQ94	受付: 重度障害者支援加算Ⅱ(起算して180日以内)の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅱの「回数」の合計を超えています
6	EQ95	受付: 重度障害者支援加算Ⅱ(180日以内・18点以上)の回数の合計が重度障害者支援加算Ⅱ(180日以内)の回数の合計を超えています
7	EQ96	受付: 重度障害者支援加算Ⅱ(行動関連項目18点以上への支援)の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅱの「回数」の合計を超えています
8	EQ97	受付: 重度障害者支援加算Ⅲ(起算して180日以内)の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅲの「回数」の合計を超えています
9	EQ98	受付: 重度障害者支援加算Ⅲ(180日以内・18点以上)の回数の合計が重度障害者支援加算Ⅲ(180日以内)の回数の合計を超えています
10	EQ99	受付: 重度障害者支援加算Ⅲ(行動関連項目18点以上への支援)の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅲの「回数」の合計を超えています
11	ER01	受付: 強度行動障害児支援加算(90日以内)の「回数」の合計が強度行動障害児支援加算の「回数」の合計を超えています
12	ER02	受付: 送迎加算(一定の条件)の「回数」の合計が送迎加算(障害児(重症心身障害児を除く)の場合)の「回数」の合計を超えています
13	ER38	受付: 自立生活支援加算(Ⅰ)(情報共有)の「回数」の合計が自立生活支援加算(Ⅰ)の「回数」の合計を超えています
14	ER39	受付: 自立生活支援加算(Ⅰ)(課題報告)の「回数」の合計が自立生活支援加算(Ⅰ)の「回数」の合計を超えています
15	ER41	受付: 夜間看護体制加算(看護職員配置追加)の「回数」の合計が夜間看護体制加算の「回数」の合計を超えています
16	ER44	受付: 重度障害者支援加算Ⅰ(180日以内・18点以上)の回数の合計が重度障害者支援加算Ⅰ(18点以上)の回数の合計を超えています
17	ER46	受付: 重度障害者支援加算Ⅱ(180日以内・18点以上)の回数の合計が重度障害者支援加算Ⅱ(18点以上)の回数の合計を超えています
18	ER47	受付: 重度障害者支援加算Ⅲ(180日以内・18点以上)の回数の合計が重度障害者支援加算Ⅲ(18点以上)の回数の合計を超えています

# 5 令和7年11月審査以降「返戻」となるエラーコード一覧

○加算の算定回数の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の算定回数の合計を超えていないこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
19	ER03	受付:高次脳機能障害支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
20	ER07	受付:高次脳機能障害者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
21	ER08	受付:緊急時受入加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
22	ER09	受付:入浴支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
23	ER10	受付:喀痰吸引等実施加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
24	ER11	受付:栄養スクリーニング加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
25	ER13	受付:医療型短期入所受入前支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
26	ER14	受付:地域移行促進加算(Ⅱ)の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
27	ER17	受付:障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
28	ER18	受付:新興感染症等施設療養加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
29	ER19	受付:目標工賃達成加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
30	ER20	受付:人工内耳装用児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
31	ER21	受付:中核機能強化加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
32	ER22	受付:中核機能強化事業所加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
33	ER23	受付:専門的支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
34	ER24	受付:専門的支援実施加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
35	ER25	受付:視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
36	ER26	受付:共生型サービス医療的ケア児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています

# 5 令和7年11月審査以降「返戻」となるエラーコード一覧

○加算の算定回数の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の算定回数の合計を超えていないこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
37	ER27	受付:個別サポート加算(Ⅲ)の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
38	ER28	受付:自立サポート加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
39	ER30	受付:訪問支援員特別加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
40	ER31	受付:多職種連携支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
41	ER32	受付:ケアニーズ対応加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
42	ER34	受付:人員配置体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
43	ER35	受付:ピアサポート実施加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
44	ER36	受付:退居後ピアサポート実施加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
45	ER37	受付:自立生活支援加算(Ⅰ)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
46	ER40	受付:地域生活支援拠点等機能強化加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
47	ER42	受付:障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
48	ER43	受付:要支援児童加算(Ⅱ)の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
49	ER45	受付:自立生活支援加算(Ⅲ)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
50	ER52	受付:人工内耳装用児支援加算(Ⅰ)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています

# 5 令和7年11月審査以降「返戻」となるエラーコード一覧

## ○事業所台帳の設定値との関係が正しいこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
51	PC80	受付:事業所台帳の「支援体制構築未実施減算の有無」が「有り」の場合に、支援体制構築未実施減算が算定されていません
52	PC84	受付:事業所台帳の「虐待防止措置未実施減算の有無」が「有り」の場合に、虐待防止措置未実施減算が算定されていません
53	PC88	受付:事業所台帳の「情報公表未報告減算の有無」が「有り」の場合に、情報公表未報告減算が算定されていません
54	PC90	受付:事業所台帳の「業務継続計画未策定減算の有無」が「有り」の場合に、業務継続計画未策定減算が算定されていません
55	PC93	受付:事業所台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、福祉・介護職員等処遇改善加算は算定できません
56	PC94	受付:事業所台帳の「福祉・介護職員等処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員等処遇改善加算は算定できません
57	PK76	受付:障害児施設台帳の「虐待防止措置未実施減算の有無」が「有り」の場合に、虐待防止措置未実施減算が算定されていません
58	PK77	受付:障害児施設台帳の「身体拘束廃止未実施減算の有無」の登録内容に該当する減算がありません
59	PK79	受付:障害児施設台帳の「情報公表未報告減算の有無」が「有り」の場合に、情報公表未報告減算が算定されていません
60	PK80	受付:障害児施設台帳の「業務継続計画未策定減算の有無」が「有り」の場合に、業務継続計画未策定減算が算定されていません
61	PK90	受付:障害児施設台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、福祉・介護職員等処遇改善加算は算定できません
62	PK91	受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員等処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員等処遇改善加算は算定できません
63	PK94	受付:障害児施設台帳の「支援プログラム未公表減算の有無」が「有り」の場合に、支援プログラム未公表減算が算定されていません

## ○加算の算定回数が算定可能回数を超えていないこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
64	PC97	受付:地域連携会議実施加算(Ⅰ)と(Ⅱ)の「回数」の合計が算定可能回数を超えています

# 5 令和7年11月審査以降「返戻」となるエラーコード一覧

## (3) 請求明細書及びサービス提供実績記録票に対するチェック

○請求明細書の報酬の算定回数がサービス提供実績を超えていないこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
65	PR74	支給量:請求明細書の有資格者支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「有資格者支援加算(回)」を超えています
66	PR75	支給量:請求明細書の集中的支援加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の「集中的支援加算」が「1」及び「3」の合計を超えています
67	PR76	支給量:請求明細書の集中的支援加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の「集中的支援加算」が「2」及び「3」の合計を超えています
68	PR77	支給量:請求明細書の入浴支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「入浴支援加算(回)」を超えています
69	PR78	支給量:請求明細書の喀痰吸引等実施加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「喀痰吸引等実施加算(回)」を超えています
70	PR79	支給量:請求明細書の集中的支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「集中的支援加算(回)」を超えています
71	PR80	支給量:請求明細書の緊急時受入加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「緊急時受入加算(回)」を超えています
72	PR82	支給量:請求明細書の自立生活支援加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の「自立生活支援加算Ⅰ」が「1」及び「2」の合計を超えています
73	PR85	支給量:請求明細書の要支援児童加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「要支援児童加算(Ⅱ)(回)」を超えています
74	PR87	支給量:請求明細書の専門的支援実施加算の「回数」の合計が実績記録票の「専門的支援加算(支援実施時)(回)」を超えています
75	PR88	支給量:請求明細書の子育てサポート加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「子育てサポート加算(回)」を超えています
76	PR89	支給量:延長支援加算(30分以上1時間未満または1時間未満)の「回数」の合計が実績記録票の延長支援加算が「1」の合計を超えています
77	PR90	支給量:請求明細書の通所自立支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「通所自立支援加算(回)」を超えています
78	PR91	支給量:請求明細書の自立サポート加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「自立サポート加算(回)」を超えています
79	PR92	支給量:請求明細書の訪問支援員特別加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の「訪問支援員特別加算」が「1」の合計を超えています
80	PR93	支給量:請求明細書の多職種連携支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「多職種連携支援加算(回)」を超えています
81	PR94	支給量:請求明細書の強度行動障害児支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「強度行動障害児支援加算(回)」を超えています
82	PR95	支給量:請求明細書の自立生活支援加算Ⅰ(課題報告)の「回数」の合計が実績記録票の「自立生活支援加算Ⅰ」が「2」の合計を超えています

# 5 令和7年11月審査以降「返戻」となるエラーコード一覧

○請求明細書の報酬の算定回数がサービス提供実績を超えていないこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
83	PZ07	支給量:請求明細書の延長支援加算(1時間以上2時間未満)の「回数」の合計が実績記録票の「延長支援加算」が「2」の合計を超えています
84	PZ08	支給量:請求明細書の延長支援加算(2時間以上)の「回数」の合計が実績記録票の「延長支援加算」が「3」の合計を超えています
85	PZ09	支給量:請求明細書の訪問支援員特別加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の「訪問支援員特別加算」が「2」の合計を超えています

○基本報酬の算定に必要なサービス提供実績記録票の値が設定されていること。

No	エラーコード	エラーメッセージ
86	PR83	支給量:自立生活援助サービス費Ⅰ、またはⅡを算定する場合、実績記録票の「支援方法」が「1」の明細が2件以上であることが必要です
87	PR84	支給量:自立生活援助サービス費Ⅲの算定には、実績記録票の「支援方法」が設定されている明細が2件以上かつ「1」の明細が1件以上必要です

○加算の算定に係る日付項目の設定値が正しいこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
88	PR86	支給量:保育教育等移行支援加算(入所中)が算定されていますが、サービス提供年月と実績記録票の移行日(年月日)の年月が一致していません

# 5 令和7年11月審査以降「返戻」となるエラーコード一覧

## (4) 就労選択支援の創設等に係る新規エラーコード一覧

○就労選択支援の創設等に伴い、令和7年11月審査より追加となるエラーコード一覧を以下に示す。

No	コード	エラーメッセージ
89	ER53	※受付:(就労選択支援)福祉専門職員配置等加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
90	ER54	※受付:(就労選択支援)視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
91	ER55	※受付:(就労選択支援)食事提供体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
92	ER56	※受付:(就労選択支援)医療連携体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
93	ER57	※受付:(就労選択支援)在宅時生活支援サービス加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
94	ER58	※受付:(就労選択支援)高次脳機能障害者支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
95	EL99	受付:(就労選択支援)「サービス提供年月」が2025年9月以前のため受付できません
96	EM01	受付:(就労選択支援)請求明細書のサービス開始日等の「開始年月日」が2025年9月以前の請求は受付できません
97	PD01	※受付:(就労選択支援)事業所台帳の「特定事業所集中減算の有無」が「有り」の場合に、特定事業所集中減算が算定されていません
98	PD02	※受付:(就労選択支援)特定事業所集中減算の「回数」の合計が、基本報酬の「回数」の合計未満です
99	PD03	※受付:事業所台帳の「地域移行等意向確認体制未整備減算の有無」が「有り」の場合に、地域移行等意向確認体制未整備減算が算定されていません
100	PD04	※受付:地域移行等意向確認体制未整備減算の「回数」の合計が、基本報酬の「回数」の合計未満です
101	PZ10	▲支給量:同日付に他の就労選択支援の提供実績が存在しています
102	PZ11	※支給量:就労選択支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
103	PZ12	▲支給量:他の就労選択支援と実績記録票のサービス提供時間が重複しています
104	PZ13	※支給量:(就労選択支援)請求明細書の欠席時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の欠席時対応加算の算定回数を超えています
105	PZ14	※支給量:(就労選択支援)請求明細書の送迎加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 送迎加算(回)」を超えています
106	PZ15	※支給量:(就労選択支援)請求明細書の食事提供加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「食事提供加算(回)」を超えています

# 5 令和7年11月審査以降「返戻」となるエラーコード一覧

No	エラーコード	エラーメッセージ
107	PZ16	※支給量:(就労選択支援)請求明細書の医療連携体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅰの算定回数を超過しています
108	PZ17	※支給量:(就労選択支援)請求明細書の医療連携体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅱの算定回数を超過しています
109	PZ18	※支給量:(就労選択支援)請求明細書の医療連携体制加算Ⅲの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅲの算定回数を超過しています
110	PZ19	※支給量:(就労選択支援)請求明細書の医療連携体制加算Ⅳの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅳの算定回数を超過しています
111	PZ20	※支給量:(就労選択支援)請求明細書の医療連携体制加算Ⅵの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅵの算定回数を超過しています

(注)No.99及びNo100については、施設入所支援において令和8年4月以降から適用される減算であるため、令和8年5月審査分(令和8年4月サービス提供分)より、審査チェックを実施いたします。